

岐阜県公報

目次

選挙管理委員会告示

参議院岐阜県選挙区選出議員選挙において選挙運動に
 支出することができる金額の制限額
 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数

(選挙管理委員会) 一
 (同) 一

号外(二) 平成十九年七月十二日

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第八十二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十四条の規定による平成十九年七月二十九日執行の参議院岐阜県選挙区選出議員選挙において選挙運動に支出することができる金額の制限額は、候補者一人につき次のとおりである。

平成十九年七月十二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 遠藤久子

四〇、七三六、三 円

岐阜県選挙管理委員会告示第八十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成十九年七月十二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 遠藤久子

- 1 平成19年7月11日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数 1,703,623人
- 2 総数の50分の1の数 34,073人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 350,604人
- 4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選 挙 区 名	総 数 (人)	3分の1の数 (人)
岐 阜 市	338,082	112,694
大 垣 市	146,135	48,712
高 山 市	78,891	26,297
多 治 見 市	93,986	31,329
関 市	74,777	24,926
中 津 川 市	69,035	23,012
美 濃 市	19,625	6,542
瑞 浪 市	32,539	10,847
羽 島 市	54,067	18,023
恵 那 市	45,784	15,262
美 濃 加 茂 市	38,789	12,930
土 岐 市	50,658	16,886
各 務 原 市	117,682	39,228
可 児 市	92,791	30,931
山 県 市	25,175	8,392

瑞 穂 市	37,727	12,576
飛 騨 市	23,982	7,994
本 巣 市	42,145	14,049
郡 上 市	39,459	13,153
下 呂 市	31,560	10,520
海 津 市	32,136	10,712
羽 島 郡	36,047	12,016
養 老 郡	26,728	8,910
不 破 郡	29,933	9,978
安 八 郡	19,926	6,642
揖 斐 郡	59,344	19,782
加 茂 郡	46,620	15,540

平成十九年七月十二日印刷
平成十九年七月十二日発行

発 行 者
岐 阜 県

岐 阜 市 数 田 南 二 丁 一 番 一 号
岐 阜 県 庁

印刷者 岐 阜 市 三 輪 ぶ り ん と び あ 十 三 一 飯 尾 寛
印刷所 岐 阜 市 三 輪 ぶ り ん と び あ 十 三 一 岐 阜 文 芸 社
定価 一 千 四 百 〇 〇 〇 円 (送 料 共) (消 費 税 二 一 八 六 円 を 含 む)